

応募要領

1. 公募件名

デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供－令和5年度募集－（以下、「本調達」という。）

2. 事業概要

デジタル改革基本方針において、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がるとしている。

また、デジタル社会の形成に向けた基本的な施策として、政府情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境であるクラウドサービスを整備することとされている。

上記の方針等を踏まえ、デジタル庁ではガバメントクラウド整備事業を進めており、令和3年度から利用を開始しているところである。

ガバメントクラウド整備事業については、令和3年度から契約している Amazon Web Services (AWS) 及び Google Cloud (GC) が地方公共団体の先行事業等として利用されており、令和5年度も事業が継続されている。また、令和4年度に新たに加わった Oracle Cloud Infrastructure (OCI) 及び Microsoft Azure (Azure) については、ガバメントクラウドとして利用するためのアカウント管理や利用者向けマニュアルの作成等、検証作業を実施しており、令和5年度中に利用が開始されることとなっている。

令和5年度以降については、各府省庁等及び地方公共団体においてガバメントクラウドへの移行が本格化することが想定されており、ガバメントクラウド利用者は以下を見込んでいる。

- ① 地方公共団体の情報システム
- ② 各府省庁等が所管する情報システム
- ③ デジタル庁が調達又は認めた国や地方公共団体等の利用に供する SaaS

本件は、上記を踏まえ、令和5年度のガバメントクラウドサービスの提供を公募するものである。

3. 公募期間

令和5年9月12日から令和5年10月12日17時00分までに下記提出先必着分に限る。

4. 業務形態

クラウドサービスの提供

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。
- (4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。
- (5) デジタル庁における入札制限等に関する規程（令和4年3月9日会計担当参事官改定）に基づき入札制限対象企業の指定を受けていない者（入札制限の適用を除外された者を含む。）であること。（※本規程の適用は、予定価格が10万SDR以上の調達案件が対象。）
- (6) 令和5年9月21日（木）14時30分から開催する本調達に係る説明会に参加すること。
- (7) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。
 - ① 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ② 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- (8) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- (9) 上記(1)～(8)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 公募対象

調達仕様書のとおり。

7. 説明会の日時及び場所

令和5年9月21日（木）14時30分からオンライン（Teams）にて実施する。

説明会に参加を希望する者は、令和5年9月20日（水）13時00分までに下記9.(3)の連絡先に、会社名及び参加者氏名をメールにて連絡すること。

8. 応募方法等

(1) 提案書の作成

応募しようとする事業者は、調達仕様書を熟読の上、以下のとおり提案書を提出するものとする。

- ・ 提案書は、調達仕様書に添付されている「別紙1_基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細」に記載されている要件を満たすことを証する書類を作成すること。
- ・ 調達仕様書「5 調達の範囲(1)①」の複数社による提案の場合は、共同提案するクラウドサービス毎の事業者名を記載した一覧を提出すること。
- ・ 提案書等の作成費用は、結果に関わらず提案者の負担とする。
- ・ 提案書は、日本語で作成すること。
- ・ 提案書等については、電子媒体（CD-R等）1部を提出すること。なお、電子媒体の保存形式は、Word、Excel、PowerPointのいずれかとし、特段の指定が無い限りPDF形式での保存は不可とする。

(2) 個別契約書（約款等含む）の提出

応募しようとする事業者は、提供するクラウドサービスに係る個別契約書（約款等含む）の雛形を提出すること。

(3) 全省庁統一資格の提出

令和4・5・6年度全省庁統一資格の写しを電子媒体（PDF形式）にて提出すること。

(4) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理しないものとする。
- ・ 提出された提案書等は返却しない。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とする。

9. 提出期限及び提出先等

本応募要領に従って提案書を電子媒体にて作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて提出すること。

(1) 提出期限：令和5年10月12日（木）17時必着

(2) 提出先：「デジタル庁省庁業務サービスグループガバメントクラウド担当宛」

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町19階

(3) 本応募要領に関する問い合わせ

mail：government-cloud@digital.go.jp

デジタル庁省庁業務サービスグループガバメントクラウド担当宛

10. 審査等

(1) 審査の方法

提出された提案書について、デジタル庁省庁業務サービスグループガバメントクラウド担当が要求する要件を満たしているか審査します。

審査に当たっては、必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等を依頼する場合があります。

(2) 審査結果の公表及び通知

審査の結果、採用となったクラウドサービスは、ガバメントクラウドとして採用するクラウドサービス名称（クラウドサービス提供事業者名を含む。）をデジタル庁ホームページ等で公開します。なお、不採用となったクラウドサービスについては、その旨を不採用とした理由とともに提案者へ通知します。

(3) スケジュール

令和5年9月12日（火）	： 公募開始
9月21日（木）14時30分～	： 説明会
10月12日（木）17時	： 提案書提出期限及び公募締切
10月下旬（予定）	： 契約先決定、公表